

事 務 連 絡

平成26年1月17日

都道府県労働局

総務部（労働保険徴収部）長 殿

厚生労働省労働基準局

労働保険徴収課長補佐（企画担当）

労働保険徴収課長補佐（業務担当）

「石綿による健康被害の救済に関する法律第37条第1項の
一般拠出金率」（平成18年環境省告示第150号）の改正
について

標記については、別添1のとおり、平成25年12月19日付けで一般拠出金率を改正する環境省告示が公布され、平成26年4月1日より、一般拠出金率を0.05/1,000から0.02/1,000に引き下げられることとなったところです。

改正後の一般拠出金率については、施行日以降に申告事由が生じたものについて適用されることから労働保険料の取扱いとは異なることにご留意ください（別添2参照）。

なお、年度更新処理等に当たっての具体的な取扱いについては別途通知します。

明治二十五年三月十七日 日刊 (行政機関の休日休刊)
第三種郵便物認可



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部を改正する省令 (総務一四五)
- 放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令 (環境二四)

〔告 示〕

- 登録認定機関の名称及び技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出に関する件 (総務四六六)
- 技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字を定める件の一部を改正する件 (同四六七)
- 消防法施行規則第四条の六第四項に規定する登録認定機関の代表者の氏名の変更に関する件 (消防二二)
- 日本国に帰化を許可する件 (法務四七三)
- 名勝及び天然記念物の管理団体を指定する件 (文化庁七一)

- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の業務廃止の届出があった件 (農林水産三〇七二)
- 保安林の指定施業要件を変更する件 (同三〇七三、三〇七八)
- 電気事業法第五十七条の二第二項の登録調査機関として登録の更新をした件 (経済産業二五四)
- 特定特殊自動車型式の届出があった件 (経済産業・国土交通・環境一九八、一九九)
- 少数生産車の型式を承認した件 (同二〇〇、二〇二)
- 承認事業者の氏名又は名称を変更した件 (同二〇三)
- 直轄砂防工事を施行する件 (国土交通二二七)
- 砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件 (同二二七)
- 地すべり防止区域を指定する件 (同二二七)
- 地すべり防止区域を追加指定する件 (同二二七)
- 地すべり防止区域を追加指定する件 (同二二七)
- 国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件 (同二二八、二二八)
- 石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の一般拠出金率の一部を改正する件 (環境二二)
- 道路に関する件 (東北地方整備局二二)
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件 (関東地方整備局五〇〇)

- 道路に関する件 (九州地方整備局二二)
- 〔国会事項〕
- 〔皇室事項〕
- 〔官庁報告〕
- 官庁事項
- 近畿地方整備局公示 (近畿地方整備局)
- 労働
- 最低賃金の改正決定に関する公示 (新海労働局最低賃金公示四)
- 公聴会
- 一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催 (近畿経済産業局)
- 〔資料〕
- 閣議決定等事項
- 機械受注統計調査報告 (平成二十五年十月) (実績) (内閣府)
- 〔公 告〕
- 諸事項
- 官庁
- 保険業法に基づく供託金取戻し、職員免職処分関係
- 裁判所
- 相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係
- 特殊法人等
- 警察共済組合役員就・退職関係

地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

- 一 名称
株式会社トラストエージェント
- 二 主たる事務所の所在地
東京都大田区蒲田五丁目十五番八号
- 三 適性診断の種類
特定診断1、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成二十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断1、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第千二百八十号
旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七條の九第三項、第四十八條の四第一項、第四十八條の五第一項及び第四十八條の十二第二項の規定に基づき国土交通大臣が認定する講習を平成二十五年十二月四日に次のとおり認定したので、第四十七條の九第四項において準用する第四十一條の十一第一号の規定に基づき告示する。

- 一 旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第四十七條の九第三項の規定による講習
- 1 名称
株式会社鶴岡自動車学園
- 2 主たる事務所の所在地
山形県鶴岡市西新斎町六番三四号
- 3 講習の種類
基礎講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七條の九第三項、第四十八條の四第一項、第四十八條の五第一項、第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第千四百五十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

○国土交通省告示第千二百八十一号
貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八條第三項、第二十三條第一項、第二十四條第一項及び第三十一條第二項の規定に基づき国土交通大臣が認定する講習を平成二十五年十二月四日に次のとおり認定したので、第十八條第四項において準用する第十二條の十一第一号の規定に基づき告示する。

- 一 貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八條第三項の規定による講習
- 1 名称
株式会社鶴岡自動車学園
- 2 主たる事務所の所在地
山形県鶴岡市西新斎町六番三四号
- 3 講習の種類
基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八條第三項、第二十三條第一項、第二十四條第一項及び第三十一條第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第千四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

○国土交通省告示第千二百八十二号
東北地方整備局告示第百二十二号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八條の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四十五号
- 三 指定する道路の部分
八戸市大字十日市字上谷地四番四から同市大字十日市字長根 四三・八四・六七・五九〇・一八三番一まで
- 四 指定する期日 平成二十五年十二月十九日

○関東地方整備局告示第百五号
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

- 一 名称
株式会社鶴岡自動車学園
- 二 主たる事務所の所在地
山形県鶴岡市西新斎町六番三四号
- 三 講習の種類
基礎講習及び一般講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七條の九第三項、第四十八條の四第一項、第四十八條の五第一項及び第四十八條の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第千四百五十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

- 一 名称
株式会社鶴岡自動車学園
- 二 主たる事務所の所在地
山形県鶴岡市西新斎町六番三四号
- 三 講習の種類
基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八條第三項、第二十三條第一項、第二十四條第一項及び第三十一條第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第千四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

- 一 名称
株式会社鶴岡自動車学園
- 二 主たる事務所の所在地
山形県鶴岡市西新斎町六番三四号
- 三 講習の種類
基礎講習

○環境省告示第百一十一号
石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）の規定に基づき、石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七條第一項の一般拠出金率（平成十八年環境省告示第百五十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月十九日
環境大臣 石原 伸晃

本文中「平成十九年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に改め、「千分の〇・〇五」を「千分の〇・〇二」に改める。

附則
この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

関東地方整備局長 深澤 淳志

「石綿による健康被害の救済に関する法律第 37 条第 1 項の一般
拠出金率」(平成 18 年環境省告示第 150 号)の改正に伴う各
場合に応じた一般拠出金の算定について

一般拠出金については、申告事由(年度更新、事業廃止など)が生じた時点
により、適用する率が定まることとなるため、平成 26 年度の年度更新時にお
ける一般拠出金の算定の取扱いは以下のとおりとなる。

① 継続事業の取扱い

申告事由が年度更新(新年度)であるため、平成 25 年度の賃金総額に新
拠出金率(0.02/1,000)を乗じた額

② 廃止事業の取扱い

拠出金率改定前(平成 25 年度中)に事業廃止をした事業が年度更新によ
る廃止をした場合、申告事由が廃止(旧年度)であるため、平成 25 年度の
賃金総額に旧拠出金率(0.05/1,000)を乗じた額

③ 個別事業場が平成 25 年度中に事務組合に委託した場合(事務組合委託事
業場が委託替え、あるいは委託解除し個別事業場となった場合)等の事務取
扱い上、一旦廃止処理を行った場合の取扱い

上記②の取扱いと同様、申告事由が廃止(旧年度)となるため、平成 25
年度の委託替え等の時点までの賃金総額に旧拠出金率(0.05/1,000)
を乗じた額

なお、委託替え等以降事業が継続している場合については、委託替え等以
降の部分は平成 25 年度の賃金総額に新拠出金率(0.02/1,000)を
乗じた額

(参考)

各場合に応じた一般拠出金の算定について < 図解 >

